

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則

平成一〇年一〇月八日規則第二四三号

最終改正 平成二十年十二月二十五日規則第二百七十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二章及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年東京都条例第九十九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、別記第一号様式によるものとし、法第十条第一項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

2 前項の申請書に添付する法第十条第一項各号に掲げる書類のうち、公衆の縦覧に供する同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(公告)

第三条 法第十条第二項の規定による公告は、東京都公報に登載して行うものとする。

(縦覧)

第四条 法第十条第二項に規定する書類は、次項から第四項までに定めるところにより縦覧に供するものとする。

2 縦覧に供する場所は、東京都生活文化スポーツ局内とする。

3 縦覧に供する日は東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)第一条第一項各号に掲げる日以外の日とし、縦覧に供する時間は東京都の執務時間に関する規則(平成元年東京都規則第二十五号)第一条に定める執務時間内とする。

4 知事は、縦覧に供する書類の整理その他の理由により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に縦覧に供しない日を定め、又は同項の縦覧に供する時間を延長し、若しくは短縮することができる。この場合において、その旨を第二項の場所に掲示するものとする。

(設立登記等の届出)

第五条 法第十三条第二項の届出書は、別記第二号様式によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第六条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員の変更等届出書(別記第三号様式)を知事に提出してするものとする。

(定款の変更の認証申請)

第七条 法第二十五条第四項の申請書は、別記第四号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(準用規定)

第八条 第三条及び第四条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公告及び縦覧について準用する。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第九条 法第二十五条第六項の規定による届出は、定款変更届出書(別記第五号様式)を知事に提出してするものとする。

(事業報告書等の書類の提出)

第十条 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書(別記第六号様式)に同項に掲げる書類及びその写しを添付して知事に提出してするものとする。

(閲覧の用に供する書類の提出)

第十一条 法第二十九条第二項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の上欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の下欄に掲げる時期においてそれぞれ一通提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
一 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第十条第一項第一号の書類、法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。この号の下欄において同じ。)の登記事項証明書の写し及び法第十四条の財産目録又は法第三十五条第一項の財産目録	法第十三条第二項の規定による届出書の提出時
二 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後の遅滞のない時期
三 毎事業年度の事業報告書等を作成した場合	法第二十九条第一項に規定する書類	法第二十九条第一項の規定による事業報告書等の提出時

- 2 前項の表第二号の上欄に掲げる場合における同号の中欄に掲げる書類の提出は、定款の変更の認証に係る閲覧書類提出書(別記第七号様式)に当該書類を添付して知事に提出してするものとする。

(準用規定)

第十二条 第四条第二項から第四項までの規定は、法第二十九条第二項及び法第四十四条第三項の規定による事業報告書等の書類又はその写しの閲覧について準用する。この場合において、第四条第二項から第四項までの規定中「縦覧」とあるのは、「閲覧の用」と読み替えるものとする。

(解散の認定の申請)

第十三条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、同条第三項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書(別記第八号様式)を知事に提出するものとする。

(解散の届出等)

第十四条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書(別記第九号様式)を知事に提出してするものとする。

- 2 法第三十一条の八の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書(別記第十号様式)を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十五条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(別記第十一号様式)を知事に提出するものとする。

(清算終了の届出等)

第十六条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書(別記第十二号様式)を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請)

第十七条 条例第六条の申請書は、合併認証申請書(別記第十三号様式)によるものとし、法第十条第一項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(準用規定)

第十八条 第三条及び第四条の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公告及び縦覧について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き)

第十九条 法第三十五条第一項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第二十条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、合併登記完了届出書(別記第十四号様式)によるものとする。

(申請書等に添付する書類)

第二十一条 この規則に規定する申請書及び届出書に添付する書類(以下「申請書等に添付する書類」という。)のうち、官公署が発給する文書については、提出の日前六月以内に発給されたものとする。

- 2 申請書等に添付する書類の用紙の規格は、日本工業規格A列四番とする。ただし、官公署が発給する文書は、この限りでない。
- 3 申請書等に添付する書類が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

(職員の身分証明書の様式)

第二十二条 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、別記第十五号様式によるものとする。

(電磁的記録による縦覧及び閲覧)

第二十三条 条例第七条の規定により縦覧及び閲覧(以下「縦覧等」という。)を行う場合は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 東京都生活文化スポーツ局内に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法
- 二 電磁的記録に記録されている事項を印刷した書類を東京都生活文化スポーツ局内で掲示する方法
- 三 インターネットを利用する方法(縦覧等に供する事項のうち、知事が別に定めるものを除く。)

- 2 第四条第三項及び第四項(第八条、第十二条(法第四十四条第三項の規定による閲覧を除く。)及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる方法による縦覧等について準用する。この場合において、同条第三項中「縦覧」とあるのは「縦覧等」と、同条第四項中「第二項の場所」とあるのは「東京都生活文化スポーツ局内」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、第一項第三号に掲げる方法による縦覧等について、機器保守その他の理由により必要があると認めるときは、縦覧等に供しない日及び時間帯を定めることができる。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第二十四条 条例第八条第二項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- 一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法
 - 二 書面等に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面等を作成することができるための措置を講じなければならない。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第二十五条 条例第九条第二項の規定により電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うものとする。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第二十六条 条例第十条第二項の規定により縦覧等を行う場合は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を印刷した書類を特定非営利活動法人の事務所で掲示する方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二二号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一二三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則別記第二号様式、第九号様式、第十号様式、第十二号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一九年規則第一四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年規則第二七七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十二條の次に四條を加える改正規定（第二十三條に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則別記第六号様式、第十号様式及び第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（略）